



# 鳥取県公報

平成17年 3月25日(金)  
号外第38号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(17)(食の安全推進課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

- 1 営業者が食品取扱施設において実施することが望ましい衛生的措置の基準を定めることとした。(新第10条、別表第2関係)
- 2 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たるものとする事とした。(新第11条関係)
- 3 食品衛生責任者のうち、食品衛生法の規定に基づき営業の許可を受けた者が置く食品衛生責任者(以下「許可責任者」という。)の資格について定めることとした。(第11条の2関係)
- 4 営業者は、許可責任者を置こうとするとき、又は変更しようとするときは、知事に届出を行うこととするとともに、当該届出書の様式を定めることとした。(第11条の3、様式第6号の2関係)
- 5 営業者等に報告し、必要な指示を受けなければならない食品取扱者が呈している症状を定めることとした。(第11条の4関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第17号

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)

が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 政令第4条第4項の規定による試験品の採取量は、別表第1のとおりとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p> <p>(営業者が実施することが望ましい衛生的措置の基準)</p> <p>第10条 条例第3条第2項の実施することが望ましい衛生的措置は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(食品衛生責任者の責務)</p> <p>第11条 条例別表第1の1の項(7)に規定する食品衛生責任者(以下「食品衛生責任者」という。)は、営業者(条例別表第1の1の項(7)に規定する営業者をいう。)の指示に従い、衛生管理に当たるものとする。</p> <p>(許可責任者の資格)</p> <p>第11条の2 食品衛生責任者のうち、法第52条第1項の許可を受けた者が置く食品衛生責任者(以下この条及び次条において「許可責任者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第48条第6項に規定する食品衛生管理者となることができる資格を有する者</p> <p>(2) 政令第9条第1項に規定する食品衛生監視員となることができる資格を有する者</p> <p>(3) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条第1項に規定する栄養士</p> <p>(4) 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師</p> <p>(5) 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第2条に規定する製菓衛生師</p> <p>(6) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第12条第1項の食鳥処理衛生管理者</p> <p>(7) 船舶料理士に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)第2条の船舶料理士</p> <p>(8) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第2条第3号に規定するふぐ処理師</p> <p>(9) 知事又はその他の者が行う食品衛生責任者の養成に関する講習会(知事以外の者が行う講習会にあっては、知事が指定したものに限る。)の課程を修了した者</p>	<p>第7条 政令第4条第4項の規定による試験品の採取量は、別表のとおりとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p> <p>第10条及び第11条 削除</p>

(10) 都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市(以下「中核市」という。)が定める衛生関係の条例に基づく資格又は都道府県の知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長が食品衛生等に関して当該資格と同等以上の知識を有するものとして認められた資格を有する者

- 2 許可責任者は、知事又はその他の者が行う食品衛生等に係る知識の修得に関する講習会(知事以外の者が行う講習会にあっては、知事が指定したものに限る。)を定期的に受講するものとする。

(許可責任者の設置等の届出)

第11条の3 営業者(条例別表第1の1の項(7)に規定する営業者のうち、法第52条第1項の許可を受けた者をいう。)は、許可責任者を置こうとするときは、様式第6号の2により知事に届け出るものとする。許可責任者を変更しようとするときも、同様とする。

(報告等が必要な食品取扱者の症状)

第11条の4 条例別表第1の2の項(2)の規定による食品取扱者が報告し、必要な指示を受けなければならない症状は、次に掲げるものとする。

- (1) 黄疸
- (2) 下痢
- (3) 腹痛
- (4) 発熱
- (5) 発熱を伴う喉の痛み
- (6) 感染が疑われる火傷、切傷等の皮膚の外傷
- (7) 耳、目又は鼻からの分泌(病的なものに限る。)
- (8) 吐き気又はおう吐

(許可証の交付等)

第13条 略

- 2 法第52条第1項の許可を受けた者(以下別表第2を

(手数料の減免)

第12条の2 条例第5条の規定による手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が法第26条第1項の検査又は法第52条第1項の許可を受けるとき。
- (2) 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が法第26条第1項の検査又は法第52条第1項の許可を受けるとき。

- 2 前項第2号の規定により手数料の減免を受けようとする者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならない。

(許可証の交付等)

第13条 略

- 2 法第52条第1項の許可を受けた者(以下「営業者」

除き、「営業者」という。)は、許可証を当該営業施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。  
3及び4 略

様式第6号(第9条関係)  
食品衛生管理者設置(変更)届

職 氏 名 様  
食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。  
年 月 日

届出者 住所(法人の場合は、所在地)  
郵便番号  
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類  
(1) 略  
(2) 食品衛生法第48条第6項各号のいずれかに該当することを証する書面  
(3) 略

様式第7号(第12条関係)  
営業許可申請書(新規・継続)

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様  
食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。  
年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在地)  
郵便番号  
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)  
年 月 日生

記

略

添付書類及び注 略

という。)は、許可証を当該営業施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。  
3及び4 略

様式第6号(第9条関係)  
食品衛生管理者設置(変更)届

職 氏 名 様  
食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。  
年 月 日

届出者 住所(法人の場合は、所在地)  
郵便番号  
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

記

略

添付書類  
(1) 略  
(2) 食品衛生法第48条第4項各号のいずれかに該当することを証する書面  
(3) 略

様式第7号(第12条関係)  
営業許可申請書(新規・継続)

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様  
食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。  
年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在地)  
郵便番号  
氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)  
年 月 日生

記

略

食品衛生責任者

添付書類及び注 略

第2条 鳥取県食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第10条関係)

1 一般事項

(1) 施設設備及び機械器具の清掃、洗浄及び消毒の方法を定めた手順書を作成すること。

(2)(1)の手順書には、清掃等を行う場所及び機械器具、作業責任者並びに清掃等の頻度及び点検の方法を記載すること。

(3) 1年に1回以上製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態の確認及び衛生管理の効果の検証を行い、必要に応じて(1)の手順書の内容の見直しを行うこと。

## 2 衛生管理の組織体制

衛生管理の実施に当たっては、その組織体制を明らかにする文書を作成すること。

## 3 食品取扱施設における衛生管理

### (1) 食品取扱施設の衛生管理

条例別表第1の1の項(1)のアに規定する清掃の実施状況を点検した記録を作成し、1年以上保存すること。

### (2) 食品取扱設備等の衛生管理

ア 条例別表第1の1の項(2)のアの洗浄及び消毒の実施状況を点検した記録を作成し、1年以上保存すること。

イ 計器類並びに殺菌及び除菌装置について、その機能を1年に1回以上点検すること。

ウ 手洗設備には、爪ブラシ、ペーパータオル又は自動乾燥機を備え、使用できる状態にしておくこと。

### (3) ねずみ及び昆虫対策

条例別表第1の1の項(3)に規定する点検及び駆除の実施に係る記録を作成し、1年以上保存すること。

### (4) 廃棄物及び排水の取扱い

廃棄物の保管及びその廃棄の方法を定めた手順書を作成すること。

### (5) 食品等の取扱い

ア 条例別表第1の1の項(5)のアに規定する点検の実施に係る記録を作成し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

イ 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア) 原材料、製品及び容器包装は、ロットごとに管理すること。

(イ) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

(ウ) 1年に1回以上原材料及び製品について自主検査を行い、法第11条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準又は規格への適合性を確認するとともに、その結果を記録し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

### (6) 使用水等の管理

ア 条例別表第1の1の項(6)のウに規定する清掃の実施に係る記録を作成し、1年以上保存すること。

イ 同項(6)のエの点検の実施に係る記録を作成し、1年以上保存すること。

### (7) 食品衛生責任者の意見の尊重

食品衛生責任者が食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法又は食品衛生に関する事項について意見を述べたときは、当該意見を尊重すること。

### (8) 食品の取扱いに関する記録の作成及び保存

取り扱う食品について、次の事項について記録を作成し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

ア 仕入年月日

イ 仕入元の名称及び所在地

ウ 食品等の名称

エ ロットの確認を行うための情報(年月日表示、ロット番号等)

オ 出荷又は販売年月日(仕出屋以外の小売段階においては、不要とする。(カ)において同じ。)

カ 出荷又は販売先の名称及び所在地

キ 仕入れの際の原材料の鮮度、包装の状態等についての点検結果

(9) 不良な食品の回収

ア 不良な食品の製造又は販売があった場合に、食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該食品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び保健所長への報告の手順を定めること。

イ アの措置を行う際は、消費者への注意喚起のため、当該食品の回収等に関する情報を公表すること。

(10) 管理運営要領の作成

ア 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。

イ 1年に1回以上製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、アの管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容の見直しを行うこと。

(11) 検食の実施

ア 飲食店営業のうち、弁当屋、仕出屋、旅館その他一時に多人数に食品を供与する営業にあつては、原材料ごとに、検食を72時間以上（一時に300食以上提供する場合は、検食を冷凍して2週間以上）保存すること。この場合において、原材料の検食は、洗浄殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

イ 条例別表第1の1の項(9)に規定する検食の保存に際しては、併せて当該製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

(12) 情報の提供

消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供を行うこと。

4 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 食品取扱者の作業前の健康状態を点検した記録を作成し、1年以上保存すること。

(2) 食品取扱者の健康診断を1年に1回以上行い、その結果を1年以上保存すること。

5 食品取扱施設における食品取扱者等に対する教育訓練

(1) 営業者（条例第3条第2項に規定する営業者をいう。）は、食品取扱者及び関係者に対し、衛生教育を実施すること。

(2) 衛生教育についての実施計画を作成し、1年に1回以上実施すること。

(3) 実施状況について記録を作成し、1年以上保存すること。

(4) 1年に1回以上教育訓練の効果の評価を行い、必要に応じて(2)の実施計画の見直しを行うこと。

6 表示

弁当類の消費期限の表示には、年月日のほか、その時間を記載すること。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第11条の3関係）

食品衛生責任者設置（変更）届

職 氏 名 様

食品衛生責任者を設置（変更）するので、鳥取県食品衛生法施行細則第11条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所（法人の場合は、所在地）  
郵便番号  
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

## 記

施設	名称	
	所在地	
営業の種類		
食品衛生 責任者	氏名	
	資格	
食品衛生責任者の設置 （変更）予定年月日		

注 食品衛生責任者の資格欄は、鳥取県食品衛生法施行細則第11条の2第1項各号のいずれか該当する資格を記載すること。なお、資格の取得を予定している場合は、取得予定時期を記入すること。

## 附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

